

ペットボトルの中間処理業務委託
事業者選定プロポーザル実施要領

令和4(2022)年7月
和光市

目 次

1 趣 旨.....	- 1 -
2 事業内容.....	- 1 -
3 履行期間等.....	- 1 -
4 予定価格.....	- 1 -
5 参加資格.....	- 1 -
6 スケジュール.....	- 2 -
7 審査及び業者選定.....	- 2 -
8 契約の締結.....	- 2 -
9 参加手続及び提出書類.....	- 2 -
10 質問回答.....	- 4 -
11 提案の無効.....	- 4 -
12 その他の留意事項.....	- 4 -
13 担当窓口.....	- 5 -

添 付 資 料

- 1 ペットボトルの中間処理業務委託仕様書
- 2 様式集
- 3 プロポーザル審査基準

1 趣旨

ペットボトルの中間処理業務委託の実施に向けて、提案事業者の能力、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 ペットボトルの中間処理業務委託
- (2) 内容 本市が収集したペットボトルを受託者が所有する中間処理施設で受入・選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と再商品化の委託契約を締結した事業者(再商品化事業者)へ適切に引渡す業務

3 履行期間等

契約期間:契約締結日から令和8年3月31日まで (長期継続契約)

履行期間:令和5(2023)年10月1日から令和8(2026)年3月31日まで

※ただし、契約締結した翌年度以降において、この契約に関わる歳出予算の減額又は削除があった場合はこの限りではない。

4 委託限度額(予定)

30,030,000円(消費税及び地方消費税を含まない)

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件すべてに該当する法人とする。

当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失うものとし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年要綱第17号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成8年要綱第7号)に基づく入札参加除外措置を受けている期間がないこと。
- (4) 会社更正法に基づく更正手続開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 地方公共団体または一部事務組合が発注する当該業務に類似するペットボトルの中間処理業務(選別・圧縮・梱包)を過去3年以内に受託し、かつ完了した実績を有すること。
- (6) 契約締結時に、ペットボトルの中間処理施設(選別・圧縮・梱包)を有していること。
- (7) 中間処理施設の所在地が、本市の近隣にあること。
- (8) 業務にあたる従事者を確保し、当該業務を確実に履行できること。

6 スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和4(2022)年7月 4日(月) |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和4(2022)年7月 15日(金) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和4(2022)年7月 20日(水) |
| (4) 参加申込書・企画提案書等の提出期限 | |
| ■郵送の場合 | 令和4(2022)年7月 29日(金) 必着 |
| ■窓口持参の場合 | 令和4(2022)年7月 29日(金) 17時 15分まで |
| | 【※提出場所:和光市役所 市民環境部 環境課】 |
| (5) 結果通知 | 令和4(2022)年8月上旬 |
| (6) 仕様の協議、契約締結 | 令和4(2022)年8月中旬 |

7 審査及び業者選定

(1) 委託事業者選定に係る審査

選定は公募型プロポーザル方式とし、プラスチック及びペットボトル処理業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が別に定め公表する審査基準により評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(2) 優先交渉権者の決定

本プロポーザルでは、企画提案書(事業計画書)の内容の評価点並びに見積書の金額を総合的に評価し、総合評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者を選定したのち、委員会委員長は、選定結果報告書をもって市長に報告するものとする。

市長は、委員会の意見を踏まえて優先交渉権者を契約相手方として決定する。

(3) 結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。また、審査経過、評価内容及び委員会の意見については、いかなる問合せにも応じない。

8 契約の締結

履行期間は、令和 5(2023)年 10 月 1 日から令和 8(2026)年 3 月 31 日までとし、7により選定された優先交渉権者と契約締結の協議を行う。契約協議が不調になった場合は、次点優先交渉権者と契約締結のための協議を行うものとする。

なお、契約手続きに係る詳細については、和光市契約規則(昭和 39 年規則第7号)に従い取り扱うものとする。

9 参加手続及び提出書類

(1) 企画提案書(事業計画書)等の提出について

ア 本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領及び仕様書の内容を熟知した上で、(2)に示す提出書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

※ 企画提案書及び見積書の記載に関する詳細は(4)を参照

イ 提出場所

〒351-0192

埼玉県和光市広沢1番5号

和光市役所6階 市民環境部 環境課

ウ 提出期限

■郵送の場合

令和4(2022)年7月29日(金)まで(必着)

■持参の場合

令和4(2022)年7月29日(金)正午まで

(2) 提出書類

- ア 参加申込書 (様式1)
- イ 会社概要書 (様式2)
- ウ 企画提案書(事業計画書) (様式3)
- エ 見積書 (様式4)

(3) 提出部数

- ア 参加申込書(様式1)※社印及び代表者印を捺印すること 1部
- イ 会社概要書(様式2) 1部
- エ 企画提案書(業務計画書)(様式3)
 - ・正本 1部(社印及び代表者印を捺印すること)
 - ・副本 6部(捺印不要)※ 副本には提案者が判別できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。
- ウ 見積書(様式4) 1部
 - (4)イに従い記載した見積書の正本を1部(表紙に社印及び代表者印を捺印すること)を封筒(封印・割印)に入れて提出すること。
 - (注)すべての提出書類は返却しない。

(4) 企画提案書(業務計画書)及び見積書の記載要領

ア 企画提案書(業務計画書)

企画提案書はA3用紙両面印刷1枚または、A4用紙両面印刷2枚までとし、以下の項目を提案すること。

- (ア) 他自治体における業務実績について ※過去5年以内(平成29年度以降の実績)
- (イ) 和光市との連絡体制について
- (ウ) 中間処理業務の実施体制について
- (エ) 指定法人が実施するベール品質調査において、Aランク判定及び「容器包装率」95%以上を達成するための工夫等。
- (オ) 施設周辺的生活環境を損なわないような環境保全対策の工夫等
- (カ) 天災、事故、故障等の影響により履行できなくなった場合の対策

イ 見積書

見積書には、1トン当たりの処理単価で消費税を含まない金額を記載すること。

10 質問回答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、以下の方法により質疑を行うこと。

なお、質問書の受付期限後の質問、電話での確認については、一切受け付けないものとする。

(1) 提出方法

質問がある場合は、「13 担当窓口」あてに質問書(様式5)を電子メールで送信し、受信確認のための電話連絡を行うこと。なお、電子メール送信の際は、タイトルを「(貴社名)ペットボトルの中間処理業務委託」とすること。

(2) 提出期限

令和4(2022)年7月15日(金)

(3) 回答方法

質問に対する回答は、一括してホームページへの公開をもって行う。

(4) 回答日

令和4(2022)年7月20日(水)

11 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限後に提出されたもの
- (2) 本要領及び要求仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が不明なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記の他に、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと委員会が認めた場合

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取り扱うものとする。
- (4) プロポーザル終了後、委員会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、優先交渉権者及び次点交渉権者に対し、提案内容の変更や新たな提案を求めることができるものとする。さらに、委員会では選定された企画提案書等を元に仕様書を作成することができるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は市に帰属するものとする。
- (6) プロポーザル等に参加することにより知り得た事項(仕様書の内容を含む)については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (7) 審査経過及び結果に対する異議及び不服の申し立て等には一切応じない。

13 担当窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢1-5

和光市 市民環境部 環境課 資源リサイクル担当

電 話 048-424-9153(担当直通)

F A X 048-464-1192

電子メール c0500@city.wako.lg.jp